

# 実験施設等貸付契約書

契約職 国立研究開発法人土木研究所理事長 ○○ ○○（以下「貸付人」という。）と、  
実験施設等の借受申請者 ○○○○○○（以下「借受人」という。）とは、次の条項により、貸付人所有の実験施設等の貸付契約を締結する。

## （貸付施設）

第 1 条 借受人の申請により、貸付人が借受人に貸付を行う実験施設等（以下「当該施設」という。）の名称、使用場所等は別紙のとおりとし、以下の条文により、借受人は当該施設を使用することができる。

## （指定する用途）

第 2 条 借受人は、当該施設を実験等計画書に基づく実験の用に供しなければならない。

## （貸付期間）

第 3 条 当該施設の貸付を行う期間は、令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日の○○日間とする。ただし、借受人が、期間の更新を受けようとするときは、期間満了以前に書面をもって貸付人に申請し、貸付人と借受人とが協議するものとする。

2 前項の規定により貸付期間の更新が行われた場合は、貸付人は、貸付料を変更することができる。

## （貸付料及び延滞金）

第 4 条 貸付料は、¥○○○○○○○-（うち消費税及び地方消費税の額¥○○○○○-）とし、借受人は、国立研究開発法人土木研究所出納職が発する請求書により、貸付料を貸付人の指定する期日までに納入しなければならない。

2 借受人が指定期日までに貸付料を支払わないときは、借受人は、その翌日から納入の日までの日数に応じて年5%の割合で計算した金額を延滞金として貸付人に支払わなければならない。

## （貸付料の変更）

第 5 条 貸付人は、経済情勢の変動、法律の改廃その他の事情の変動に基づいて特に必要があると認める場合には、前条の貸付料を変更することができる。

## （経費の負担等）

第 6 条 借受人は、当該施設の受渡し及び返納に要する費用（運搬費用等）並びに当該施設の使用に伴い必要が生じた一切の費用（光熱水料等）を負担しなければならない。

2 光熱水料等は、使用実績に基づき貸付人が算定した額又は貸付人と借受人とが合意した額を借受人が貸付人に支払うものとし、支払い方法については、借受人は、貸付人の指示に従うものとする。また、貸付人が光熱水料等の算定のために必要な資料を借受人に求めた場合は、借受人は、これに応じるものとする。

## （技術者の配置）

第 7 条 借受人は、当該施設の使用に際し、当該施設についての十分な知識と技術力をもった技術者を配置しなければならない。

2 借受人は、前項の技術者を定めたときは、貸付人に届け出るものとする。

## （施設の保全義務等）

第 8 条 借受人は、当該施設を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 借受人は、当該施設の取扱説明書を熟読し、正しい運転操作と細心の注意を払って当該施設を使用しなければならない。

(関係法令の遵守)

第 9 条 借受人は当該施設の使用に際し、労働安全衛生法等の関係法令及び国立研究開発法人土木研究所が定める規程等を遵守しなければならない。

(使用上の制限)

第 10 条 借受人は、貸付期間中、当該施設を第 2 条に指定する用途以外に供してはならない。

- 2 借受人は、当該施設を転貸し又は担保に供してはならない。
- 3 借受人は、当該施設を使用して行う実験等の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、貸付人に通知し貸付人の承認を得なければならない。
- 4 借受人は、当該施設について修繕・模様替その他の行為を行うとき、又は実験計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって貸付人に申請しなければならない。

(報告事項)

第 11 条 借受人は、当該施設を滅失又は毀損したときは、遅滞なく、その事由を付して貸付人に報告し、貸付人の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 12 条 借受人は、自己の責に帰する事由により、当該施設の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該施設の損害額に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。ただし、借受人が自己の負担において補填し当該施設を原状回復し、貸付人の了承を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項に掲げる場合のほか、借受人は本契約書に定める義務を履行しないため、貸付人に損害を与えた場合は、その損害額に相当する金額を損害賠償額として貸付人に支払わなければならない。
- 3 借受人は、当該施設の使用によって生じた借受人の損害は、貸付人に請求することはできない。

(原状回復)

第 13 条 貸付人が貸付を中止したとき、又は貸付期間が満了したときは、借受人は、自己の負担で貸付人の指定する期日までに当該施設を原状に回復して返還しなければならない。ただし、貸付人が特に承認したときは、この限りでない。

- 2 借受人が原状回復の義務を履行しないときは、貸付人は、借受人の負担においてこれを行うことができる。この場合、借受人は何らの異議を申し立てることができない。

(貸付の中止又は変更)

第 14 条 貸付人は、次の各号の一に該当するときは、貸付の中止又は変更をすることができる。

- 一 借受人の当該施設の借受申請に虚偽の事実があったとき。
- 二 借受人が本契約条項に違背したとき。
- 三 やむを得ない事情により、貸付人が当該施設を使用する必要が生じたとき。
- 四 借受人が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（借受人が個人である場合にはその者を、借受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 当該施設を使用して行う実験等の一部を第三者に委任又は請け負わせた場合（以下「委任等」という。）において、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者に委任等したと認められるとき。

キ 借受人が、アからオまでのいずれかに該当する者を委任等していた場合（カに該当する場合を除く。）に貸付人が借受人に対して当該委任等の解除を求め、借受人がこれに従わなかったとき。

（有益費等の請求権の放棄）

第15条 貸付人により貸付の中止が行われた場合、借受人は当該施設の改良・模様替等に投じた有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求は貸付人に対して行わないものとする。

（天災その他不可抗力による損害）

第16条 暴風、豪雨、地震、落雷、火災、騒乱その他の自然的又は人為的な事象であって貸付人と借受人のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「天災その他の不可抗力等」という。）により、当該施設に損害が生じた場合は、借受人は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により貸付人に通知しなければならない。

2 貸付人は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（借受人が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等により補填されるものを除く。以下、本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を書面により借受人に通知しなければならない。

3 天災その他の不可抗力等によって生じた当該施設の損害の復旧に要する費用は、貸付人がこれを負担する。

4 天災その他の不可抗力等によって貸付を中止する場合の貸付料は、天災その他の不可抗力等が発生した日の前日までを対象期間とした金額とする。ただし、使用形態等により貸付人が低減すべきと判断した場合は、この限りではない。

（実地調査等）

第17条 貸付人は、第3条の貸付期間中において、当該施設に関して随時に実地調査し、又は借受人に対して所要の報告を求め、その維持使用（以下「実地調査等」という。）に関して借受人に指示することができる。

2 貸付人は、前項の実地調査等を行う職員（以下「貸付調査員」という。）を置くことができる。貸付人は貸付調査員を置いた場合は、借受人に通知しなければならない。貸付調査員を変更したときも同様とする。

3 貸付人は、実地調査等を第三者に委託することができる。貸付人は、委託先を借受人に通知しなければならない。また、借受人は、この委託先の担当者の指示に従うものとする。

（施設の返還等）

第18条 貸付人は、当該施設の引渡をするとき又は返還を受けようとするときは、借受人の立会いのもとに当該施設の機能等の現状を確認するものとする。

（秘密の保持）

第19条 借受人は、当該施設を使用するにあたり知り得た貸付人の秘密等を、貸付人の許可なく第三者に漏らしてはならない。

（疑義の決定）

第20条 本契約に関して疑義があるとき、又は当該施設の使用について疑義が生じたときは、貸付人と借受人とが協議の上、決定するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、貸付人及び借受人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

貸付人 茨城県つくば市南原1番地6  
契約職 国立研究開発法人土木研究所  
理 事 長 ○ ○ ○ ○ 印

借受人  
印

( 別紙 )

第1条に規定する「貸付施設」の名称等

所 在	
使 用 場 所	
名 称	
内 訳	
数 量	
そ の 他	